

第 5 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について
～ 支援等のための体制整備への取組（基本法第11,21,22条関係）～

【基本法第 11 条関係（相談及び情報の提供等）】

- 1 犯罪被害者等支援窓口の一本化
 - 2 「日本司法支援センター」の相談窓口としての機能充実
- (1) 現行施策

当省関係では，犯罪被害者等支援窓口は，全国の地方検察庁に配置された被害者支援員であり，犯罪被害者等からの様々な相談へ対応，法廷への案内・付添い等の各種手続の手助けなどを行っているほか，各種の被害者支援機関・団体等の紹介，連絡・調整等の各種支援業務を行っている。

(2) 要望に係る施策について

- 被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット，担当部署担当者の名刺等の配付等）／国・地方公共団体は，省庁・関係機関間の連携・ネットワーク化を図るとともに，犯罪被害者支援体制の一元化を図り，責任の所在を明確化すべきではないか／行政機関に犯罪被害者のための窓口を設けるべきではないか／被害者にとっては，刑事手続に関するものだけでなく，転居，金銭問題，雇用者等に関する問題も含めて相談できる又は相談先を教示してくれる，総合的な窓口が警察以外の機関にも必要であるとの要望などについて

窓口を一本化すべきとの御要望の核心は，犯罪被害者支援に関する情報が網羅的に得られにくい現状があることを前提として，それに対する改善を求めているものと思われる。

このような観点から，全国の地方検察庁に配置された被害者支援員と各種の被害者支援機関・団体等との連携や情報交換を充実・強化し，そのような地域ネットワークへの適切な紹介を促進するよう努めるとともに，検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し，被害者支援員等の連絡先等を一層わかりやすく提供することも含め，必要な情報を提供することができるよう努めてまいりたい。なお，現在，更生保護官署において裁判終了後の犯罪被害者等に対する

支援を実施することを検討中であり、これを実施することとなった際には、関係省庁や民間被害者支援団体と十分連携しながら、地域において継ぎ目のない支援が行われるよう努めてまいりたい。

また、平成１８年度に設立される日本司法支援センターは、被害者等の援助に関する制度や、被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関する情報等の提供を行うことにより、犯罪被害者支援を行うこととされている（総合法律支援法第３０条第１項第５号参照）。同号においては、被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮することとされており、特に、「被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する」ことが例示されている。法務省としても、本検討会における議論に基づき策定される基本計画にしたがって、日本司法支援センターにおいて、被害者等に分かりやすく適切な情報提供を行えるように準備作業を進めてまいりたい。

なお、現在、犯罪被害者等への情報提供は、警察・検察等の捜査機関や弁護士会、地方公共団体等様々な機関において、それぞれ行われているところであり、当省の所管以外の事項に関する相談に対しても、適切な相談先を紹介することができるよう努めていくことは既に述べたとおりであるが、更にこれらの枠組みを超えた統一的な窓口（具体的な個別の支援についての相談・対応機能を一括して行う窓口のようなもの）を構築することについては、各支援策に最も精通した機関が当該支援策を提供するのが犯罪被害者等の利益に最も資すると思われる上、各機関の所管事項を超える事項を取り扱うこととなり組織法上の隘路もあると思われるので、まずは、各機関相互の連携を深め、継ぎ目のない支援を行っていくことを優先課題とすべきであると考えている。

- 縦割り行政の弊害を排除していただきたい。子どもは自分から、問題に応じて適切な省庁に持ち込めるわけではない。窓口の一本化、全体を見ていただき、法律に関しても施策に関しても、子どもという視点からもう一度見直していただきたいとの要望について

御要望は、子どもである犯罪被害者等に対する情報提供の在り方がわかりにくく統一的でないとの趣旨であると思われるが、犯罪被害者等が比較的低年齢の子どもである場合には、その親権者等に対して既に述べたような情報提供を行うこととなり、親権者等が加害者であるなどの理由により子どものための情報受領者たり得ない場合には、その親族等や後見人など適切な者に対して必要な情報提供を行うこととなるとと思われる。また、法務省において作成しているパンフレットは、各種被害者支援制度の内容について、イラストやチャート図を使って中学生であれば十分に理解できる程度の分かりやすい内容となるよう努めているものの、今後とも、犯罪被害者等の意見や要望を踏まえ、内容の充実などについて適切に対応していきたいと考えている。

3 犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性の向上

(1) 現行施策

法務省においては、被害者支援の内容を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、全国の地方検察庁及び各都道府県警察等の待合室に置くなどして配布するとともに、法務省及び検察庁のホームページに掲載して周知している。パンフレットには、犯罪被害者等が検察庁へ被害相談や事件に関する問い合わせを行える専用電話「被害者ホットライン」の連絡先も掲載している。

また、全国の地方検察庁に被害者支援員を配置して、犯罪被害者等からの様々な相談へ対応、法廷への案内・付添い等の各種手続の手助けを行っており、被害者支援員の存在や支援業務の内容についても、上記パンフレットやポスター等により周知に努めているところである。

(2) 要望に係る施策について

- 全国どこでも等しく必要な時に必要な支援に関する情報を取得できるようなアクセス利便性の向上／被害者のためにどのような情報はどこで得られるのか明確になるように整備する。／インターネット等で情報を得ることができる被害者とそうでない被害者の間に不公平が生じない処置をとること。／性暴力被害者がアクセスしやすいところに被害者にわかりやすいハンドブックを置くなどの広報活動を充実させてほしい／関連法律の洗い出し、整備をし、被害者対策の充実を図ってほしいとの要望について

前記のとおり、法務省及び検察庁のホームページにパンフレットの内容を掲載しているので、アクセスは全国どこからでも可能である。また、平成17年に全国に配布したパンフレットには、新たに警察庁のホームページアドレスを掲載し、犯罪被害者等が事案に応じた相談ができるよう配慮しているところである。インターネットを利用しない犯罪被害者等も、パンフレット等によって被害者支援員の相談窓口電話番号等を知ることができるようにしてあるが、内容の充実やパンフレットの配布方法等について、犯罪被害者等からの要望を踏まえ、適切に対応していきたいと考えている。

- 被害者同士に出会うための情報などを積極的に情報収集できない犯罪被害者にも適切に情報提供すべきとの要望について

1, 2の(2)記載のとおり。

- 現状の情報提供は、聞かれたら答えるというスタンスであり、今後は受身の活動にならないでほしいとの要望について

現在、検察庁において行っている被害者等通知制度については、事情聴取等

の際、情報提供を希望するか否かの意向を確認するという運用がなされているものと承知している。犯罪被害者等の中には、犯罪について思い出したくない方や情報を提供することによって心の平穏を害される方もいるので、すべての方に積極的に通知することについては問題があると考えているが、犯罪被害者等が情報提供を受ける機会を失われないよう、今後も上記パンフレットの配布方法や被害者支援の周知の方法について検討してまいりたい。

4 犯罪被害者等に提供する情報の内容の充実

第4回犯罪被害者等基本計画検討会資料で提出済

5 長期支援体制の確立

(1) 現行施策

検察庁においては、全国の地方検察庁に被害者支援員を配置し、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い等の各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。また、このような相談に対応するため、全国の地方検察庁に犯罪被害者等からの相談対応専用電話である「被害者ホットライン」(ファクシミリ対応可)を設置している。これらの支援は、犯罪被害時からの時間の経過の長短を問わず行っている。

(2) 要望に係る施策について

- 長期的支援体制として、身近なところで安心して利用できる電話相談・面接相談/被害直後から長期にわたって身体的・精神的支援が必要ではないか。/犯罪被害者に対する支援をボランティアに頼り切るのは不十分ではないかとの要望について

平成18年秋ころ業務を開始する予定である日本司法支援センターは、犯罪被害時からの時間の経過の長短を問わず、電話や面接等の方法で、専門職員によって、被害者等の援助に関する制度や、被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関する情報等の提供を通じた犯罪被害者支援を行うことを予定している。また、裁判終了後も、なお長期間にわたって犯罪被害の影響に苦しんでいる方々がいることを踏まえ、更生保護官署において、全国津々浦々に存在している保護司との協働体制の下、裁判終了後の犯罪被害者等に対し、加害者に関する情報提供等の支援を行うことを検討している。

6 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成

- 被害者は精神的に非常に落ち込むため、いろいろな人とコミュニケーションを取って支援を依頼することが不可能であるから、被害者と医療・法律などの

専門職や家事支援のボランティアとをつなぐコーディネーターが必要である。
ノ事件直後から、生活の援助、法律的なサポート、心理・精神的なサポートなどを総合的にコーディネートし、各専門職に引き継いでいくことのできる人材が必要。ノサポートスタッフには、本人以外の家族の方への支援や、関係機関、その後の相談機関との連携・紹介などもしてくれれば、もっといいとの要望について

日本司法支援センターは、国（捜査機関や裁判所を含む）、地方公共団体、警察、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の犯罪被害者支援に関係する様々な専門機関・団体と連携・協力し、犯罪被害者の方の相談内容に応じた最も適切な専門機関・団体や、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介するというコーディネーターとしての役割を果たすことを予定しており、法務省としては、関係機関・団体と協議しながら準備作業を進めているところである。

また、日本司法支援センターは、犯罪被害者本人以外の家族に対しても、必要に応じて、関係機関の紹介を含めた情報提供を行っていく予定である。

なお、現在、更生保護官署において裁判終了後の犯罪被害者等に対する支援を実施することを検討中であり、地域社会における関係機関や民間団体等の支援サービスとの連携や協力のあり方についても検討することとしている。

- 精神的虐待は、苦しくても「何が被害なのか」を警察を含む第三者に説明しにくいというジレンマがあり、説明の援助者を求めている。ストーカーの本質は何なのか、加害者はなぜこんなことをするのかというところを理解した人が被害者のそばにいて、そうした、弁護士や警察官以外の専任の援助者が最終的な解決まで付き添って様々な出来事を共有してくれるという安心感を得られるような支援のシステムが必要との要望について

第5回検討会用当省提出資料（基本法第12条関係 の最初の○）と同旨（注：アドボケーター制度導入の要望について）

7 その他相談及び情報提供等の充実

- 地域社会における犯罪被害者支援の人材確保のため、保護司制度を活用すべきではないかとの要望について

全国に存在する犯罪被害者等に対し、地域によって偏ることのない支援を実施することの必要性は承知している。現在、更生保護官署において、保護司との協働態勢の下、裁判終了後の犯罪被害者等に対する支援を検討しており、その一環として、全国津々浦々に配置されている保護司が、犯罪被害者等の地域における身近な窓口として、相談等に当たることを考えている。

- 子どもが直接相談できる者としてのチャイルドラインは不足しているので充

実させてほしいとの要望について

子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、法務省の人権擁護機関では、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備している。また、法務大臣から委嘱された人権擁護委員の中から、「子どもの人権専門委員」を選任し、子どもからの相談に応じるなどして、子どもの人権問題の解決に努めているところ、平成17年度には、子どもの人権専門委員を増員し制度の充実を図っている。

○平成16年中における「子どもの人権110番」
の利用件数と主な相談内容

相談内容 \ 年	16年
暴行虐待	333
いじめ	1,052
体罰等	1,091
その他	5,643
合計（件）	8,119

【基本法第 2 1 条関係（調査研究の推進等）】

1 その他人材の養成等

- 被害者を支援する者のトレーニングを充実してほしい。／犯罪被害者支援の担い手の育成及び支援のための幅広いネットワークの基盤整備などを行ってもらいたいとの要望について

検察官，検察事務官，被害者支援員を対象とした研修において，犯罪被害者支援に関わっておられる学識経験者等による講義を行っており，今後もその科目の充実等に努めていく。（ネットワークについては基本法第 1 1 条関係に記載）

- 子どもの援助に精通している者の養成が必要との要望について

検察官に対しては，その経験年数等に応じて各種の研修を実施し，その中で児童に対する配慮をテーマとした講義科目を設けているが，今後は，児童と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行うなど，科目の内容について一層の充実を図りたい。

- 相談窓口の担当員に対する研修について，1 回 1，2 時間の話を聞いてもわからないことがある。ロールプレイをして，自分が口に出してやってみて「違う，被害者だったらどういうふうに思うと思うか」という，きめ細かい研修が必要との要望について

全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象に，被害者支援員中央研修を開催し，犯罪被害者に関する諸問題等についての専門家などによる講義・講演及び討議を実施しているが，御要望を踏まえ，研修の内容について一層の充実を図りたい。

2 犯罪被害実態等に関する調査研究の充実

- 性暴力被害者の対処行動や心理状態について，日本全国の広範な調査研究を，被害者のプライバシーをきちんと守り，二次被害を与えないような配慮を十分した上で行い，それを裁判や被害者支援に反映させてほしい。／被害者特に性暴力被害者について，正確な調査がない。被害率，警察その他への通報率，民事も含めた司法との関わりの率，P T S D 発症率，受療行動調査など，基礎的な国全体の状況に関する公的調査が必要。米国の司法当局と厚生関係当局との合同全国調査に相当する調査が必要（小西構成員の補足説明及び提案を含む）

(1) 現行施策

当省関係では，性暴力の被害者のみを対象とした調査ではないが，法務総合研究所において，平成 1 1 年度に「犯罪被害の実態に関する調査」を，また，同年

度及び同 15 年度の 2 回にわたって「犯罪被害実態（^{あんすう}暗数）調査」を実施している。これらの調査結果は犯罪白書等に掲載・頒布するなどして周知を図り，執務に役立てるよう努めている。

「犯罪被害の実態に関する調査」

本調査は，犯罪被害者等の被害実態や被害回復状況等を明らかにするため，一定期間（約 2 年余り）の間に有罪判決の言渡しがあった 10 罪種に係る事件の被害者等は無作為に抽出し，調査を行ったものであるところ，有効回答者約 1,100 人中，強姦の被害者 81 人及び強制わいせつの被害者 85 人が含まれている（同調査における質問項目は別添 1 のとおり）。調査項目は，事件による精神的影響や治療の有無・期間，示談の状況，民事訴訟提起の有無やその理由等様々な項目を設定して調査している。調査対象を選定する際には，あらかじめ事件を担当した地方検察庁から個々の被害者等に対して調査の趣旨を説明し，協力の了解を得た方のみを対象とすることとし，質問事項の設定等にも二次被害を与えないように留意して行われた。

「犯罪被害実態（暗数）調査」

本調査は，国際犯罪被害実態調査（International Crime Victim Survey：ICVS）に参加する形で行われたものである。性的暴行を含む罪種別の犯罪被害の有無，捜査機関への申告の有無等を把握するため，無作為に抽出した全国 16 歳以上の男女 3,000 人を対象として，調査員が訪問の上，質問紙を用いて調査した。調査対象者のうち，性的暴行被害に関する質問に回答した女性は，第 1 回調査（平成 11 年度）において 1,138 人，第 2 回調査（平成 15 年度）において 1,099 人である。同調査は，調査対象者がどのような犯罪被害を受けているか否かを事前に把握できないという性質上，質問項目は，犯人の人数や凶器が使用されたかなど，事件の内容にある程度触れざるを得ないという制約があった。しかし，同調査においても，質問に回答することによる調査対象者の精神的負担をできる限り和らげるため，第 2 回調査は，性的暴行被害についてのみ，自記式調査方式（調査対象者が質問紙に自己記入し，封をした上で，調査員に手渡す方法）によって実施するなどして二次被害を与えないよう留意した。

質問方法としては，まず，「非常に答えにくい質問かもしれませんが，どうぞご容赦ください。男性は時として性的な目的のために，むりやり女性に触ったり，暴行を加えたりすることがあり，それはとても赦せない行為です。過去 5 年間に，あなたはこれらの性的な被害に遭われたことがありますか。ゆっくりお考えください。家庭内における性的暴行も含めてください。」と質問し，「ある」と答えた者に対して，更に，別添 2 のような質問を行った。

(2) 要望に係る施策

当省としても暗数調査の重要性を認識しており、経年比較により犯罪被害の実態を把握するという意味においても、同種調査を継続的に行うことを検討している。暗数調査の場合、まず罪種別の被害率を把握することが重要であると考えられているところ、それについては、従来から、3,000人程度を調査すれば、統計的には推定値の誤差は十分許容できる範囲内にあると考えてサンプル数を決定している。ちなみに、平成11年度の犯罪被害実態調査（第4回国際犯罪被害実態調査）における日本の回答者数は、2,211人であったが、欧米諸国について見ると、米国1,000人、英国1,947人、フランス1,000人、オランダ2,001人、カナダ2,078人等であり、必ずしも日本のサンプル数が少ないとは言えないと考えている。もっとも、同調査は、性的暴行被害のみを対象としたものではなく、回答者の内訳も、男性と女性がほぼ同数であるところ、女性の回答者数がより多くなるようサンプル数を増加させれば、性的暴行被害について、より一層精緻な数値を得られる可能性があるので、今後検討したい。

また、医療的な指標等も含めた調査を他省庁と協力して行うべきとの御指摘については、調査・研究の企画立案及び分析に当たっては、各分野の専門的な知識や経験を共有することが重要であると考えているが、合同調査を行うことが必要な場合があるかどうかは、調査・研究の目的、内容、方法等をどのように設定するかにもよることから、合同調査の形で行うべきかについては慎重に検討したい。

【基本法第 22 条関係（民間の団体に対する援助）】

その他の必要な施策

- 政府広報などで支援センターの活動を積極的に広報してほしい／被害者支援サービスを提供する関係省庁から支援団体に職員を派遣し、被害者支援サービスの充実を図りたい。／全国的な犯罪被害者支援センターの整備／行政や専門家が連携して事件の直後からそれぞれの時期、段階において、被害者遺族の求めに応じたサポートができるような犯罪被害者支援センターを北海道に設立すること。／犯罪被害者同士の交流の場の提供（自助グループの開設と交流等）が必要ではないか。／医療関係者、司法関係者、被害者支援の弁護士、専門的な支援をする人たちが、ネットワークを作り、その中心に、民間支援の一般的支援をする方が入って、専門的な支援につなげていくのが一番いい形であり、それを応援、推進していただきたい等の要望について

全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応等を行うほか、犯罪被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。犯罪被害者等のニーズは、個々の犯罪被害者等の考え方によっても、その置かれた立場、時期、状況等によっても様々であり、それぞれのニーズに応じた専門機関又は支援団体等によって適時適切な支援がなされることが望ましいという観点から、今後とも、各地における犯罪被害者等支援ネットワークの充実・強化に協力してゆく。

また、平成 18 年秋ころに開業する日本司法支援センターは、国（捜査機関や裁判所を含む）、地方公共団体、警察、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の犯罪被害者支援に関係する様々な専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最も適切な専門機関・団体や、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介することを予定しており、法務省としては、関係機関・団体と協議しながら準備作業を進めているところである。

--	--	--	--	--	--	--	--

別 添 /

犯罪被害についてのアンケート調査

今回の調査では、平成 年 月に起きた事件により、あなたが受けた被害などについてお聞きします。

ご記入は、ご本人にお願いします。

それぞれの質問について、あてはまる番号に○をつけてください。一つだけ○をつける場合と、いくつ○をつけてもよい場合がありますが、そのどちらかなのかは書いてあるとおりにお願いします。また、() の中には、おさしつかえなければ、具体的な内容や理由を簡単に記入してください。

加害者（事件の犯人をいいます。）が何人もいる場合は、

加害者本人についての質問については、あなたが主犯（犯罪の中心人物をいいます。）だと思う人を一人だけ選んで答えてください。加害者側についての質問の場合は、加害者の共犯者や親族・弁護人など加害者側の人間すべてを含みます。

あなたが、主犯だと思う人について、わかる範囲で次のことを記入してください。

性別 1 男 2 女

事件のときの年齢 _____

事件のときの職業 _____

あなたご自身についておたずねします。おさしつかえなければ、なるべく正確にお答えいただきたいと思います。

あ な た の 性 別 1 男 2 女

事件当時のあなたの年齢 1 20～24歳 2 25～29歳 3 30～34歳
4 35～39歳 5 40～44歳 6 45～49歳
7 50～54歳 8 55～59歳 9 60～64歳
10 65～69歳 11 70歳代以上

事件当時のあなたのご職業 1 農業・林業・漁業関係
2 商業・工業・サービス業関係
3 土木・建設関係
4 事務・管理職・専門技術職
5 家事・家事手伝い
6 パート・アルバイト
7 学生
8 無職
9 その他 (_____)

事件当時の未婚・既婚の別 1 結婚していた 2 結婚していなかった

それでは、次の本問にすすんでください。→

A 問4で、2、3に○をした（事件の前から知っていた）方におたずねします。加害者は、あなたとどういう知り合いですか。一つだけ○をつけてください。

- 1 仕事や取引先関係の人 2 学校関係の人 3 恋人
4 遊びの仲間 5 近所の人 6 その他（ ）

問5 あなたが事件の被害を受けた場所はどこですか。一つだけ○をつけてください。

- 1 自宅 2 加害者の家又は居室 3 ホテル又は旅館
4 屋内（1、2、3以外） 5 自動車内 6 電車内
7 屋外 8 その他（ ）

II 事件の後の、加害者側からの謝罪、示談・賠償金の支払いなどについておたずねします。

問6 事件後、現在までに、加害者側は、あなたに対して謝罪しましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 謝罪した
2 こちらが謝罪を求めたが、加害者側が応じなかった
3 謝罪を求めたこともないし、加害者側からも謝罪はない
4 加害者側からの面会や謝罪の申し出をこちらが拒否した
5 その他
（ ）

A 問6で、1に○をした（加害者側が謝罪した）方におたずねします。加害者側はどのようにして謝罪しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者本人が自分に会って謝罪した
2 加害者本人が手紙や電話で謝罪した
3 代理人による謝罪だった（代理人は、加害者の親族、弁護士等、どのような立場の人でしたか ）

問7 事件後、現在までに、加害者側との示談は、成立しましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 成立した
2 交渉したが、不成立に終わった
3 交渉中である
4 示談の申し出があったが、こちらが拒否した
5 示談の申し出がなかった
6 示談の申し入れをしたが、加害者側が応じなかった

A 問7で、1に○をした（示談が成立した）方におたずねします。示談で決まった示談金の額は、いくらですか。1から3に、一つだけ○をつけ、1に○をした方は、示談金の額を記入してください。

- 1 示談金の額は、 円くらい
2 示談金の約束はあるが、額はわからない
3 示談金の約束はない

問8 事件後、加害者側から、賠償金、示談金、慰謝料等、名目のいかんを問わず、損害・被害をつぐなう趣旨の金の支払いはありましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 全額支払いがあった
- 2 一部支払いがあったが、残りは支払いの見込みはない
- 3 一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である
- 4 全く支払いはなく、支払いの見込みもない
- 5 全く支払いはないが、今後支払われる予定である
- 6 わからない

A 問8で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。支払われた金額はいくらですか。

- 1 _____ 円くらい
- 2 わからない

B 問8で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。誰が支払いましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者本人
- 2 加害者の親族
- 3 加害者の知人
- 4 加害者の加入している保険会社
- 5 その他（ _____ ）
- 6 わからない

C 問8で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。あなたは、賠償金等の額について、なっとくしていますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 なっとくしている
- 2 やや不満は残るが、おおむねなっとくしている
- 3 なっとくしていない
- 4 なんともいえない

問9 事件後、現在までに、あなたの側で加入していた生命保険、傷害保険、医療保険、労災保険などの保険金の支払いを受けましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 支払いを受けた
- 2 保険金請求の途中で、今後支払いを受ける見込みである
- 3 保険金請求の手續（その準備を含みます）中で、支払いを受けられるかどうかわからない
- 4 支払いを受けていない
- 5 わからない

A 問9で、1に○をした（支払いを受けた）方におたずねします。支払われた額は、あなたの損害のすべてを補てんするものとして、十分な額でしたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 十分な額だった
- 2 不十分だったが、一応なっとくできる額だった
- 3 不十分な額だった
- 4 わからない

問10 あなたは、事件による損害について、民事裁判を起こしましたか、又は起こす予定がありますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 起こした
- 2 今後起こす予定である
- 3 起こしておらず、今後も起こすつもりはない
- 4 起こしていないが、今後はわからない
- 5 その他

()

A 問10で、1、2に○をした（民事裁判を起こした、又は起こす予定の）方におたずねします。起こした、又は起こす理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 損害を取り戻したいから
- 2 事件の全容を知りたいから
- 3 加害者に謝罪や反省を求めるため
- 4 その他

()

B 問10で、3、4に○をした（民事裁判を起こしていない）方におたずねします。起こしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 民事裁判を起こす方法がわからない
- 2 費用が高つく
- 3 勝訴しても、相手方の資力から見て、損害が取り戻せない
- 4 民事裁判を起こすだけの証拠がない
- 5 裁判に時間がかかる
- 6 これ以上相手と関わりたくない
- 7 その他

()

Ⅲ 事件の後の、報道についておたずねします。

問11 今回の事件は、報道されましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 報道された
- 2 報道されなかった
- 3 わからない

A 問11で、1に○をした（報道された）方におたずねします。報道されたことについて、どのように感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 報道の内容は正確だった
- 2 真実でないことや、自分が言っていないことが報道された
- 3 報道や報道による反響によって勇気づけられた
- 4 事件が公表されて迷惑した
- 5 その他

()

Ⅳ 事件の後の、捜査への協力や刑事裁判に関することなどについておたずねします。

問12 あなたは、事件の捜査への協力に負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 感じた
- 2 感じなかった
- 3 どちらともいえない

A 問12で、1に○をした（事件の捜査への協力に負担を感じた）方におうかがいします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
- 2 時間的拘束が大きかった
- 3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
- 4 しつこく聞いてきた
- 5 担当者が男性だった
- 6 担当者が女性だった
- 7 警察と検察庁で、同じことを聞かれた
- 8 自分に落ち度があるようなことを言われた
- 9 自分の言い分を聞こうとしなかった
- 10 他人に知られないような配慮が足りなかった
- 11 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた
- 12 女性の気持ちをわかっていないと感じた
- 13 性に関することを聞かれて苦痛だった
- 14 その他

()

問13 事件の捜査の過程で、次のことがらのうちで女性が担当したものはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 被害を届け出た際の応対
- 2 事情聴取
- 3 あなたが被害現場その他の場所での被害状況を説明する際の立ち会い
- 4 あなたが医師の診断を受ける際の付き添い
- 5 あなたの悩みごとに対する相談や助言
- 6 その他

()

問14 事件捜査の過程でなされる次のことがらのうち、女性に担当してほしかったもの、又は女性に担当してもらってよかったと思えたものはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 被害を届け出た際の応対
- 2 事情聴取
- 3 あなたが被害現場その他の場所での被害状況を説明する際の立ち会い
- 4 あなたが医師の診断を受ける際の付き添い
- 5 あなたの悩みごとに対する相談や助言
- 6 その他

()

問15 あなたは、刑事裁判に証人として出廷しましたか。

- 1 した
- 2 していない

A 問15で、1に○をした（証人として出廷した）方にうかがいます。証人として出廷することに負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 感じた
- 2 感じなかった
- 3 どちらともいえない

B 問15Aで、1に○をした（負担を感じた）方におたずねします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
- 2 時間的拘束が大きかった
- 3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
- 4 しつこく聞いてきた
- 5 警察や検察庁で聞かれたことと同じことを聞かれた
- 6 自分に落ち度があるようなことを言われた
- 7 自分の言い分を聞こうとしなかった
- 8 他人に知られないような配慮が足りなかった
- 9 被告人がいるところでは証言しづらかった
- 10 傍聴人がいるところでは証言しづらかった
- 11 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた
- 12 女性の気持ちをわかっていないと感じた
- 13 性に関する話を聞かれて苦痛だった
- 14 その他

()

問16 あなたは、刑事裁判を傍聴しましたか。

- 1 した（傍聴回数_____回） 2 していない

A 問16で、1に○をした（傍聴した）方におたずねします。傍聴した際に、不満が残りましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 残った 2 残らなかった 3 どちらともいえない

B 問16Aで、1に○をした（不満が残った）方におたずねします。どのような不満が残りましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者に反省の態度がみられなかった
- 2 自分の言い分が反映されていない
- 3 被害者の気持ちが考慮されていない
- 4 手続がよく理解できなかった
- 5 その他

()

問17 加害者本人に対する裁判結果を知っていますか。

- 1 知っている 2 知らない

A 問17で、1に○をした（知っている）方におたずねします。その内容をわかる範囲で書いてください。

- 1 無期懲役
- 2 懲役_____年_____月 執行猶予 ア あり_____年 イ なし
- 3 禁錮_____年_____月 執行猶予 ア あり_____年 イ なし
- 4 その他

()

1 警察から
2 検察から
3 裁判の傍聴で
4 マスコミから
5 その他（ ）

1 重すぎると思っている
(理由)

2 適当であると思っている

3 軽すぎると思っている
(理由)

4 わからない

	知 っ て い た					知らない
	a 警察から	b 検察から	c 裁判の傍聴で	d マスコミから	e その他	
1 加害者が検挙・逮捕されたこと						
2 加害者の氏名、年齢、職業など						
3 加害者が起訴されたこと						
4 裁判がいつ、どこで行われるか						
5 裁判の進み具合						
6 逮捕された加害者がいつ釈放される(た)か						

1 許すことができない
2 許すことができる
3 その他
()

問20 事件の直後と現在とでは、あなたの加害者本人に対する気持ちは変化していますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった
- 2 前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった
- 3 ずっと、許すことができないと思っている
- 4 前から、許すことができると思っていた
- 5 その他

()

A 問20で、1に○をした（許すことができないという気持ちが強くなった）方におたずねします。気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたことで
- 3 加害者に反省の態度がみられないことで
- 4 加害者が謝罪しないことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしないことで
- 6 保険等により、損害の補てんがないことで
- 7 時の経過で
- 8 けがや後遺症が悪化したことで
- 9 その他

()

B 問20で、2に○をした（許すことができるという気持ちが強くなった）方におたずねします。気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたり、刑に服したことで
- 3 加害者に反省の態度がみられることで
- 4 加害者が謝罪したことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしたことで
- 6 保険等により、損害の補てんがあったことで
- 7 時の経過で
- 8 けがが治った、又は、後遺症が軽くなったことで
- 9 その他

()

問21 あなたは、加害者本人の「罪の償い」のために、一番大切なことは何だと思いますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 判決で決められた刑に服すること
- 2 被害者に謝罪すること
- 3 示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること
- 4 社会で更生すること
- 5 被害者の許しを得ること
- 6 その他

()

VI 最後に、あなたのご希望について自由に書いてください。

問22 あなたは、今回の経験を通じて、警察等の捜査、検察庁の捜査・^{ついで}訴追、裁判、弁護活動などに、何か希望することがありますか。ありましたら、自由に書いてください。

以上でおわりです。ご協力ありがとうございました。

別添2

Q 2 その性的な被害に遭われたのはいつでしたか。今年でしたか、昨年（平成 15 年）でしたか、それともそれ以前でしたか。

《もし何回も被害に遭われている場合、そのなかに平成 15 年に遭われた被害が 1 回でもある場合は、

「2 昨年（平成 15 年）」に○をしてください。

また、「1 今年」と「3 それ以前」の両方にあてはまる場合は、「1 今年」を優先してください。》

1	2	3	9
今 年	昨年（平成 15 年）	それ以前	わからない / 思い出せない
↳（SQ 2 へ）	↓（SQ 1 へ）	↳（SQ 2 へ）	↳（SQ 2 へ）

SQ 1 それは昨年（平成 15 年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない

《一番最近に遭われた被害について、お答えください。》

SQ 2 被害に遭われた場所は、次のいずれでしたか。

- 1 自宅
- 2 自宅付近
- 3 市町村内
- 4 職場
- 5 国内
- 6 国外
- 9 わからない

SQ 3 加害者は何人でしたか。

1	2	3	9
1 人	2 人	3 人以上	わからない

SQ 4 あなたは、被害に遭われた時に、加害者の名前または顔を知っていましたか。

- 1 知らない人だった →（SQ 6 へ）
- 2 （少なくとも 1 人は）顔を知っていた →（SQ 5 へ）
- 3 （少なくとも 1 人は）名前を知っていた →（SQ 5 へ）
- 4 加害者を見なかった →（SQ 6 へ）
- 9 わからない / 答えたくない →（SQ 6 へ）

上で、「2」または「3」に○をしたときは、次のSQ5に進んでください。

その他の番号に○をしたときは、SQ6に進んでください。

SQ5 ^{かがいしゃ} 加害者は誰でしたか。いくつでもお答えください。

- 1 夫、内縁の夫（その時点で）
- 2 元夫、元内縁の夫（その時点で）
- 3 恋人（その時点で）
- 4 元恋人（その時点で）
- 5 家族・^{しんせき}親戚
- 6 親しい友人
- 7 一緒に働いていた人／働いたことのある人
- 8 ^{だれ}上の誰でもない
- 9 わからない／答えたくない

SQ6 ^{かがいしゃ} 加害者（^{だれ}の中の誰か）は、ナイフや^{じゅう}銃、^{きょうき}その他の凶器、又は^{また}凶器に代わる物を持っていたか。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| ↓（SQ7へ） | ↳（SQ9へ） | ↳（SQ9へ） |

SQ7 それは何でしたか。いくつでもお答えください。

- | | | | | |
|-----|------------------|---|-------------------------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 9 |
| ナイフ | ^{じゅう} 銃 | ^{きょうき} その他の凶器／ ^{ぼう} 棒 | ^{きょうき} 凶器に代わる物 | わからない |

SQ8 ^{きょうき} 凶器は実際に使われましたか。なお、^{じっさい}実際に使われたというのは、ナイフ、^{きょうき}その他の凶器／^{ぼう}棒については、^{おど}それで脅かされたり、それが^{しんたい}身体に^ふ触れた場合を言います。また、^{じゅう}銃については、^{おど}それで脅かされたり、^{はっばう}それが発砲された場合を言います。

- | | | |
|----|-----|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |

SQ9 ^{せいてき} その性的な被害は次のどれに当たると思われますか。

- 1 ^{ごうかん} 強姦
- 2 ^{ごうかんみすい} 強姦未遂
- 3 ^{きょうせい} 強制わいせつ・^{ちかん}痴漢
- 4 ^{ふかい} 不快な行為（セクハラなど）
- 9 わからない

S Q10 あなたはその行為^{こうい}を犯罪^{はんざい}であると考えますか。

1
はい

2
いいえ

9
わからない

S Q11 あなた又は誰かが^{また だれ}、その被害^{ひがい}を捜査機関^{そうさきかん}に届け出ましたか。

1
はい
↓ (S Q12 へ)

2
いいえ
↳ (S Q15 へ)

9
わからない
↳ (S Q16 へ)

S Q12 あなた又は誰かが^{また だれ}捜査機関^{そうさきかん}に届け出たのは、どのような理由からですか。いくつでもお答えください。

- 1 犯罪^{はんざい}は捜査機関^{そうさきかん}に届け出るべきだから / 重大^{じゅうだい}な事件だから
- 2 加害者^{かがいしや}を捕まえてほしいから / 処罰^{しよばつ}してほしいから
- 3 同じようなことが起こるのを防ぐため
- 4 助けを求めるため
- 5 加害者^{かがいしや}から弁償^{べんしょう}してもらうため
- 6 その他 ()
- 9 わからない

S Q13 全体的^{ぜんたいてき}に、捜査機関^{そうさきかん}の対応^{たいおう}に満足しましたか。

- 1 はい (満足した) → (S Q16 へ)
- 2 いいえ (満足しなかった) → (S Q14 へ)
- 9 わからない → (S Q16 へ)

上で、「2」に○をしたときは、次のS Q14に進んでください。

「1」または「9」に○をしたときは、S Q16に進んでください。

S Q14 あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでも答えください。

- 1 十分な対処^{たいしよ}をしなかった
- 2 関心^{かんしん}をもって聞いてくれなかった
- 3 加害者^{かがいしや}を見つけられなかった、又は捕まえられなかった
- 4 十分な経過^{けいか}の通知^{つうち}をしなかった
- 5 きちんとした扱い^{あつ}を受けなかった / 失礼だった
- 6 到着^{とうちゃく}するのが遅^{おそ}かった
- 7 その他 ()
- 9 わからない

次はS Q16に進んでください。

S Q11で「2 いいえ」(捜査機関^{そうさきかん}に届け出^{かた}なかった)と答えた方におうかがいします。

S Q15 どうして届け出なかったのですか。いくつかもお答えください。

- 1 それほど重^{じゅうだい}大^{そんしつ}ではなかった / 損失^{そんしつ}がなかった / たいしたことではなかった
- 2 自分で解決^{かいけつ}した / 加害者^{かがいしゃ}を知っていた
- 3 捜査機関^{そうさきかん}には向かない問題^{もんだい}だと思った / 捜査機関^{そうさきかん}は必要^{ひつよう}ないと思った
- 4 代わりに別の機関^{か きかん}に知らせた
- 5 家族^{かいかく}が解決^{かいけつ}した
- 6 捜査機関^{そうさきかん}は何もできないと思った / 証拠^{しょうこ}がなかった
- 7 捜査機関^{そうさきかん}は何もしてくれないと思った
- 8 捜査機関^{そうさきかん}が怖い / 捜査機関^{そうさきかん}が嫌い^{きら} / 捜査機関^{そうさきかん}に関わってほしくなかった
- 9 (復讐^{ふくしゅう}の恐れから) あえて知らせなかった
- 10 その他 ()
- 11 わからない

S Q16 すべてのことを考慮^{こうりょ}に入^いれると、その被害^{ひがい}はあなたにとってどれくらい重^{じゅうだい}大^{だい}でしたか。

- 1 とても重^{じゅうだい}大^{だい}だった
- 2 ある程度^{ていど}重^{じゅうだい}大^{だい}だった
- 3 それほど重^{じゅうだい}大^{だい}ではなかった

S Q17 その被害^{ひがい}のあとで、あなたやあなたの家族^{かぞ}は、犯罪被害者^{はんざいひがいしや}の方に様々^{さまざま}な支援^{しえん}を行うための機関^{きかん}等^{など}に、連絡^{れんらく}しましたか。

- | | | |
|-------------|---------------|-------------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | わからない |
| ↳ (終わりです) | ↓ (S Q18 へ) | ↳ (終わりです) |

S Q18 その被害^{ひがい}のあとで、犯罪被害者^{はんざいひがいしや}の方^{かた}を支援^{しえん}する専門機関^{せんもんきかん}のサービスを受けていたとしたら、あなたにとって役に立^たったと考えますか。

- 1 いいえ (役に立^たたなかった)
- 2 はい (役に立^たった)
- 9 わからない